

## 矢吹町空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家を有効活用し、定住及び交流を促進するとともに、住民又は町内企業との協働による地域の活性化を図るため、町内の空き家等の情報を提供する矢吹町空き家バンクの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する住宅及びその敷地であって、現に居住していない住宅又は近く居住しなくなる予定の住宅をいう。
  - (2) 空き家バンク 矢吹町が空き家の売却又は賃借を希望する所有者から申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、その情報を提供する制度をいう。
  - (3) 町内企業 町内に本店又は支店もしくは営業所、店舗、工場等の事業所を置き、常時、町民を雇用している法人
- (空き家の登録)

第3条 空き家バンクに空き家の登録を希望する者（以下「登録申込者」という。）は、矢吹町空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及びその他関係書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、矢吹町空き家バンクに登録することを適当と認めたときは、矢吹町空き家バンク物件登録完了通知書（様式第2号）を登録申込者に通知するものとする。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による登録を行わないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係をもつ者であるとき。

(3) 賃貸借を希望する期間が、1年未満のとき。

(4) 抵当権等の第三者の権利が設定されているとき。

(5) その他町長が不相当と認めたとき。

(空き家の登録事項の変更)

第4条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた登録申込者(以下「空き家登録者」という。)は、登録事項に変更があった場合は、矢吹町空き家バンク物件登録変更届出書(様式第3号)を町長に届け出なければならない。

(空き家登録の有効期間)

第5条 空き家登録の有効期間は、空き家バンクに登録の日から2年間とする。

2 空き家バンクに登録の日から2年を経過した場合、引き続き空き家の登録を希望する者は、有効期間満了の1ヶ月前までに、第3条第1項に規定する申し込みをしなければならない。

(空き家の登録の取消等)

第6条 町長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は空き家の登録を取消することができる。

(1) 空き家バンクに登録された物件の売買又は賃貸の契約を締結したとき。

(2) 空き家登録者から矢吹町空き家バンク物件登録取消届出書(様式第4号)の提出があったとき。

(3) 第3条3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、矢吹町空き家バンク利用登録申込書(様式第5号)及びその他関係書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第3条3項第1号又は第2号に該当しないと認めたときは、矢吹町空き家バンク利用登録完了通知書(様式第6号)を利用希望者に通知するものとする。

(1) 定住しようとする者

(2) 二地域居住をしようとする者

(3) 自社の従業員のために使用しようとする町内企業

(4) その他町長が適当と認めた者

(利用登録事項の変更)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は登録事項に変更があった場合は、矢吹町空き家バンク利用登録変更届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の有効期間)

第9条 利用登録者の有効期間は、利用登録の日から2年間とする。

2 利用登録の日から2年を経過した場合、引き続き利用者登録を希望する者は、有効期間満了の1ヶ月前までに、第7条第1項に規定する申し込みをしなければならない。

(利用登録者の登録の取消等)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクの利用登録を取消するものとする。

(1) 空き家登録者との契約を締結したとき。

(2) 矢吹町空き家バンク利用登録取消届出書(様式第8号)

の提出があったとき。

(3) 第3条第3項第1号及び2号に該当することが判明したとき。

(4) その他町長が不相当と認めたとき。

(媒介等に関する協定)

第11条 町長は、次に掲げる事項について公益社団法人福島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会福島県本部と協定を締結するものとする。

(1) 空き家の売買又は賃貸借の契約の代理又は媒介に関する事項

(2) 空き家の現地調査に関する事項

(3) 空き家の売買等の結果報告に関する事項

(4) その他空き家バンクに関する必要な事項

(情報提供)

第12条 町長は、第3条第2項の規定により登録した空き家の情報を公益社団法人福島県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会福島県本部及び利用登録者に提供するものとする。

(交渉)

第13条 町長は、空き家登録者及び利用登録者との空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクに必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

矢吹町長

住 所  
所有者 氏 名  
電話番号

矢吹町空き家バンク物件登録申込書

矢吹町空き家バンク設置要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの物件登録を申し込みます。

記

1 提出書類

- 矢吹町空き家バンク物件登録票
- 間取図
- 位置図

2 遵守及び同意事項

- 公序良俗に反しないことを誓約します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者ではないことを誓約します。また確認のため警察へ照会されることに同意します。
- 登録した空き家に関する情報を利用希望者及び町と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会福島県本部に提供するほか、当該情報のうち、所有者の個人情報を除くものを町ホームページに掲載することに同意します。
- 空き家に関する媒介等の契約交渉については、全て町と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会福島県本部が行うことに同意します。
- 空き家に関する媒介等に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 4 6 条第 1 項の規定により定める額とすることに同意します。
- 法令及び矢吹町空き家バンク設置要綱を遵守します。
- 別紙「空き家バンク物件登録票」に記載した所在地の給水装置にかかる台帳等の閲覧及び写しの交付に関する一切の権限を、町と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会福島県本部に委任します。
- 別紙「空き家バンク物件登録票」に記載した所在地の下水道管の接続及び受益者負担金の支払い状況の調査等に関する一切の権限を、町と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会福島県本部に委任します。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

矢吹町長

矢吹町空き家バンク物件登録完了通知書

年 月 日付けで申し込みのあった空き家の登録について、  
物件登録が完了したので通知します。

なお、登録内容を変更及び取消する場合には、速やかに手続きを行ってください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

矢吹町長

住 所  
所有者 氏 名  
電話番号

矢吹町空き家バンク物件登録変更届出書

矢吹町空き家バンク設置要綱第4条の規定により、下記のとおり空き家バンクの登録内容の変更を届出ます。

記

変更内容	
変更理由	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

矢吹町長

住 所  
所有者 氏 名  
電話番号

矢吹町空き家バンク物件登録取消届出書

矢吹町空き家バンク設置要綱第6条の規定により、下記のとおり空き家バンクの登録を取り消したいので届出ます。

記

取消理由	
------	--

矢吹町長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代 表 者  
連 絡 先

矢吹町空き家バンク利用登録申込書

矢吹町空き家バンク設置要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクの登録を申し込みます。

記

1 提出書類

- 矢吹町空き家バンク希望物件概要書

2 遵守及び同意事項

- 公序良俗に反しないことを誓約します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者ではないことを誓約します。また確認のため警察へ照会されることに同意します。
- 矢吹町空き家バンク設置要綱第7条第2項各号のいずれかに規定する要件の範囲内で利用することを誓約します。
- 登録した利用者に関する情報を空き家登録者及び町と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会福島県本部に提供することを同意します。
- 空き家に関する媒介等の契約交渉については、全て町と協定を締結した公益社団法人福島県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会福島県本部が行うことに同意します。
- 空き家に関する媒介等に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により定める額とすることに同意します。
- 法令及び矢吹町空き家バンク設置要綱を遵守します。

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

矢吹町長

矢吹町空き家バンク利用登録完了通知書

年 月 日付けで申し込みのあった利用の登録について、登録が完了したので通知します。

なお、登録内容を変更及び取消する場合には、速やかに手続きを行ってください。

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

矢吹町長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代 表 者  
連 絡 先

矢吹町空き家バンク利用登録変更届出書

矢吹町空き家バンク設置要綱第 8 条の規定により、下記のとおり空き家バンク登録内容の変更を届出ます。

記

変更内容	
変更理由	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

矢吹町長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代 表 者  
連 絡 先

矢吹町空き家バンク利用登録取消届出書

矢吹町空き家バンク設置要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり空き家バンクの登録を取り消したいので届出ます。

記

取消理由	
------	--